

〔翻訳〕

中国のWTO加盟と独占禁止法の制定

王 曉 嘩

鈴木満 監修

高重迎・陳乾勇 訳

本論文を翻訳することになったのは、私（鈴木）と大学院法学研究科博士後期課程高重迎君が二〇〇四年三月に北京において中国社会科学院法学研究所の王曉嘩教授にお会いした際、先生から「中国独占禁止法に関する論文を発表したので、日本において発表する機会をつくってください」と、同研究所発行の『法学研究』〇三年二月号に掲載された論文を手渡されたのがきっかけである。

帰国後、高君と法学研究科修士課程陳乾勇君の二人にまず日本語に訳してもらい、それを基にゼミ形式で、私が、翻訳された内容を一字一句吟味し、理解できないところについては両君に原文の意味を確かめてもらい、さらに理解できないところは直接王先生に確かめてもらうという形で、約半年間、作業を行ったものである。

論文の全貌が明らかになるにつれて、この論文は、中国独占禁止法の制定経緯、原案の特徴、問題点・課題、改善

すべき点などが的確に整理された極めて中身の濃い内容であり、われわれの知りたいと思っていた内容がすべて網羅されていることが分かってきた。現在、中国では、王先生の意見等を参考にして独占禁止法の制定作業が続けられており、一ないし二年後には先進国並みの独占禁止法が誕生する運びである。

この論文において再三議論の対象になっている「行政独占」問題は、最近、わが国において官製談合防止法の強化改正が議論されているように、また、九州のK市が八〇メートルのトンネル工事を一一工区に分割して発注し地元業者一一社に受注させたが、これら業者には工事を行う能力がないため、結局、当該工事は全国ゼネコンのT社に一括して下請に出された「事件」があつたように、わが国にとつても無縁ではなく、これをいかに有効に規制するかは日中両国共通の課題となっている。中国における「行政独占」は、中国市場に進出した日本企業の事業活動を大きく制約する要因ともなっている。中国における「行政独占」は、日本企業が受けるメリットも大きいとみられる。なお、「行政独占」問題については、陳君が、王先生の教えも仰ぎながら、今後、研究を進めることになっている。

最後に、このような秀れた論文を日本に紹介する機会を与えてくださった王先生に改めて感謝を申し上げる次第である。(鈴木満)

概要…中国政府は、WTO（世界貿易機関）加盟後、ますます激しくなつた国内競争と国際競争に対処するため、競争政策と競争法を一層重視するようになってきた。現在の中国競争法は、規制体系が未整備なので、行政権限を濫用して競争を制限する行為の規制が十分ではない。また、独立した権威のある競争法の執行機関も設置されていない。〇二年二月に制定された中国独占禁止法草案は、市場支配的地位の濫用、企業合併、行政独占（訳者注・行政権限を利用して競争を制限する行為）と競争法執行機関等の点で、まだ不十分なものである。中国独占禁止法の制定には、

幾多の障害が控えているが、企業競争力の強化、多国籍企業の独占規制および国の財政改革の面で効果があるのは明らかである。

キーワード・WTO 独占禁止法草案 行政独占 多国籍企業

WTO の成立およびその構成国相互間の大幅な関税引き下げにより、貿易の自由化は大きく進展した。しかし、世界貿易は未だ完全に自由化を実現したとはいえない状態である。すなわち、貿易面において国家間に関税障壁がまだ存在しているほか、企業間の競争制限行為も存在しているからである。特に、価格カルテル、地域カルテルおよび多国籍企業の合併などである。それ故、WTO は、貿易と競争の問題を重視し、○一年ドーハにおける閣僚会議、○三年九月にメキシコのカンクンで行われた第五回閣僚会議において貿易と競争政策に関する協議を行うこと等を決定した。この決定によって、各国は、競争政策の重要性およびその貿易自由化との密接な関係、また、資源配分の適正化と社会福祉などに重大な影響を与えることを一層認識するようになった。

○一年の中国 WTO 加盟は、中国の経済体制を改革する過程における一里塚である。この重大な事件は、中国の経済体制が基本的に市場経済に移行したこと、中国経済が世界経済の仲間入りをし、市場がグローバル化したことを示している。こうした状況の下に、中国政府も競争政策と競争法を重視することによって、激しい国内競争と国際競争に対応しようと考えようになってきた。中国政府は、WTO 加盟前後の短期間に、特許法、商標法及び著作権法を改正して、ダンピング条例、反補助条例と保障措置（セーフガード）条例を制定し、さらに○二年六月には政府調達法と中小企業促進法を公布した。現在、中国は、市場経済における公正と自由な競争秩序を維持・促進するための基

本法―独占禁止法の制定作業を急いでいる。この法律の制定は、中国の経済改革を進めるだけではなく、中国のいわゆる「政企不分」（訳者注・行政と企業が一体化した従来の体制のこと）を分離し、中国の政治改革を推進する原動力にもなるだろう。

I 中国の現行競争法の問題点

中国では、七八年の共産党十一期第三次会議を契機に、経済改革が始まった。これによって、国営企業の生産不効率問題が徐々に解決され、中国経済が活性化されただけでなく、さらに国民の伝統的な反競争意識も変わり、中国経済への競争構造の導入と中国競争法の制定のためにより環境条件を作り上げた。八〇年に、國務院によって公布された「社会主義競争の展開と保護についての暫定規定」は、市場競争を保護することを狙いとする最初の行政法規である。経済改革が強化されるにつれて、全人代常務委が相次いで競争法に関連する法律を公布した。そのうち、最も重要なものは、九三年九月に公布された反不正当竞争法と九七年一二月に公布された価格法である。さらに、九九年八月には入札法も制定された。その他、國務院およびその所属部委（訳者注・国家レベルの部・委員会）も独占禁止に関連する行政法規、とりわけ地方保護主義に関する多くの法規を公布した。例えば、九〇年一二月、國務院により公布された「地域間の閉鎖打破と商品流通の活性化の促進に関する通知」の中で、企業は、国から課せられたノルマを果した後は、自由に生産・販売することができ、どの地域もどの部門もこれを妨げてはならないと規定されている。このように、中国は、競争関係の規定を多数制定・執行することにより一定の効果を上げているが、以下のとおり、これらの規定にはいくつかの問題点もある。

1 系統的な競争法の枠組みが形成されていないこと

アメリカ、ドイツ、日本、EUなど国家・地域の立法経験によれば、競争法には、少なくとも三つの要素を定めなければならない。すなわち、カルテルの禁止、市場支配地位の濫用の禁止、企業合併の規制である。^①これらは、競争法の三本柱ともいわれている。しかしながら、中国の現行競争法には、これらの要素について、明確な規定は整備されていない。例えば、九八年、中国カラーテレビ業界でブラウン管を生産している八つのテレビメーカーが共同して生産量を制限した行為は、市場競争制限行為であると指摘された。しかし、中国には、当該行為を禁止する法律はないし、地域カルテルを禁止する法律もない。つまり、もしメーカーが販売市場を独占すれば、消費者に多大な損害を与えるだけではなく、メーカーの生産規模も制限され、自由市場経済の成長が難しくなる。多くの自由経済体制を採用する国では、前記の数量カルテルと地域カルテルは、価格カルテルと同じように、市場競争と消費者利益に損害を与える行為であると認定され、当然違法原則が適用される。^②また、公共事業において行政権力を濫用する行為を禁止する規定はあるが、市場支配的地位の濫用に関する一般的な規定はまだ制定されていない。それ故、多くの国では、マイクロソフト社の抱合せ販売と価格差別行為について、市場支配的地位を濫用する行為と認定し、独占禁止法による訴訟を提起しているが、^③中国では、マイクロソフト社の独占行為の下で消費者は苦しみ叫ぶしかない。このほか、中国には、企業合併を規制するための規定もない。八六年、国家体制改革委員会と国家経済委員会によって公布された「企業集団の設立、発展に関するいくつかの意見」の中で「一つの業界は、原則として、全国規模で独自の独占企業集団を作らない」と明示されたが、これは、単に政府の独占禁止の方針を表明しただけで、実効性はまったくなかった。

むしろ、これは、特別の場合には全国規模で独自の独占企業集団を作ることや二、三社による市場寡占の状態を作ること許しているのではないかとさえ考えられる。

2 行政独占行為に対する執行力が不足していること

中国には、現在、計画経済から市場経済に移り変わる過程にあるので、「政企不分」問題がまだ解決しておらず、旧計画経済体制の下で形成された行政独占行為は依然として深刻な問題を引き起こしている。行政独占は、主として業界独占と地方保護主義の二種類がある。業界独占は、政府およびその所属部門が行政権限を濫用して、企業の市場への参入を制限し、市場競争を排除、制限、妨害する行為をいう。主に、行政管理と生産経営を一体的に集中させた行政性企業、業界管理を担当する大企業集団、およびある行政機関から恩恵を受けている企業である。これらの企業は、政府より与えられた特別な権限により、一般企業よりも競争上優位な地位を占めている。その結果、製品の生産、販売あるいは原材料の購入などの面において、独占的な立場にあり、そのために公正な競争が制限されている。こうした現象を「権力商売」という。

地方保護主義は、地方政府が地元産品以外の商品を地元で販売すること、または地元の原材料を地域外へ販売することを禁止することにより、全国的に統一されるべき市場を一つの狭い地方市場に分けてしまいう行為である。例えば、ある地方政府は、地域外で生産された化学肥料やその他の製品が地域内の市場で販売されるのを阻止するために、公文書を発布し、地域内の事業者が地域外の商品を取り扱うことを禁止するとともに、地域外の商品を取り扱った事業者に対し、商品の没収や罰金の賦課といったペナルティを科しているという。また、ある地方政府は、地元産以外の

ビールが地元の市場で販売されるのを排除するために、地元住民に対し「地酒を飲め」と要求しているという。さらに、別の地方政府は、地域外で製造された乗用車が地域内の市場で販売されるのを阻止するために、地域外で製造された乗用車を購入した者から余分な費用を徴収しているという。

中国企業は、まだ市場を独占する主体にはなっていないのが実状であり、たとえ企業間の競争制限行為であっても、行政独占の性質を持つことが多い。例えば、九八年、農業機械工業協会に属する農業用運輸者支部が、「協定価格」に違反したことを理由として、山東時風集団に罰金を科した。しかし、市場経済の観点からみると、事業者は協定価格で製品を販売せよと強制する行為は不合理である。なぜなら協定価格の算定基礎は、業界の平均コストであるからである。平均コストである以上、このコストは必ずある経営効率のよい事業者の個別コストより高くなる。これによって、効率のよい事業者は値下げ幅を制限され、生産拡大の機会を失う。行政的に競争を制限する行為は、消費者に多くの不利益を与えるだけでなく、事業者にも不利益を与える。しかも、行政権力を濫用する行為によって、ある政府官僚に「以権謀私」（訳者注、行政権力を利用して個人的な利益を図ること）を許し、汚職の機会を提供する。こうした行為は、腐敗を生み出し、政府のイメージを悪くする。

前記のとおり、行政独占を禁止するのは、中国競争法における非常に重要で切実な課題である。しかし、中国はこの分野における有効な禁止規定を欠いている。すなわち、現行反不正当竞争法第三〇条では、行政権力を濫用した政府部門に対して、その一級上の機関が是正命令を出すことになっているが、こうしたやり方は妥当ではないと考えられる。その理由は、ここでの一級上の機関が確定した行政機関ではなく、司法機関でもないからである。また、一級上の機関の執行者が独占禁止法の意識が強いとは限らない。さらに、もし一級上の機関に下級機関の違反行為を是正する権限を与えれば、法律的には、立案、調査、聴聞、裁決などいろいろな規定が必要であり、国から相当な人員と

財力を投入しなければならぬ。したがって、この条文は法的効力もないし、実効性もない。

3 独立した権威のある競争法の執行機関がないこと

中国の現行競争法体系は、価格法、反不正当竞争法、入札法および多くの行政性法規に分散されており、統一的な法規は存在しない。また、独立した権威のある競争法の執行機関も存在しない。競争法の執行機関は、大手企業集団または独占企業の独占行為と戦うだけではなく、政府が行政権限を濫用して競争を制限する行為とも戦わなければならない。したがって、競争法の執行機関は、相当の独立性と権威性を持つことが要求される。特に、行政上の競争制限事件については、複雑な問題が存在するため、審査に困難が伴うことが多い。もし、競争法の執行機関に独立性と権威性がなければ、そうした審査はその他の行政部門に干渉・影響され、法律に基づく判断はできなくなる。

II 中国独占禁止法草案

中国では、九三年に反不正当竞争法が公布されて以降、九四年五月に独占禁止法起草グループが発足した。起草グループのメンバーは、国家経済貿易委員会法規局と国家工商行政管理局法規局から選ばれた。中国独占禁止法草案が何回も修正される過程で、起草グループのメンバーは、国内の独占禁止法専門家の意見を参考にするとともに、経済協力開発機構、アジア開発銀行、国連貿易開発会議、アジア太平洋経済協力会議などの国際組織およびドイツ、アメリカ、日本、オーストラリア、韓国など市場経済が発達している国の協力を得た。特に、経済協力開発機構は、九七

年から九九年までの連続三年間、独占禁止法起草グループのメンバーと合同で検討会を行い、当該草案について逐条に亘って検討をした。

1 草案の基本的な内容

〇二年二月二十六日の討論会に提出された原案によると、独占禁止法草案は、八章五八条からなっている。当該草案は、先進国や地域（特にドイツとEU）の立法経験を参考した上で、カルテル、市場支配的地位の濫用と行政独占などの行為に関する禁止規定、および企業合併の制限規定を定めている。独占禁止法草案の最大な特徴は、行政独占の規定が盛り込まれていることである。これは、今日の中国において、行政独占行為は、競争を制限する最も深刻かつ影響力が非常に大きいからである。

独占禁止法草案には、手続規定も定められており、これには独占禁止法の執行機関と法律責任が含まれている。法律責任には、行政責任、民事責任、刑事責任が含まれる。なお、草案は何回かの手直しを経て、次第に国際慣例に近いものになった。例えば、第二条は、本法の適用範囲について、「中華人民共和国の国外で本法に違反した行為が行われ、国内の市場競争に悪影響を与えた場合には、本法を適用する」と規定している。すなわち、中国独占禁止法は、「効果主義の原則」によって域外適用を規定している。

第八章の附則では、従来、独占特権を獲得していた郵政、鉄道、ガス、水道などの公益企業に対して、その特権を取り消している。つまり、これらの企業の独占行為については、独占禁止法の適用除外は廃止され、本法が適用されるようになっていく。

特に注意すべきなのは、改正草案の第一章で、旧草案の基本原則である「自主」、「平等」、「公正」、「誠実信用」などの規定が廃止されたことである。⁽⁴⁾ この改正は、独占禁止法の理念と国際慣例に一致させたものであり、非常に重要である。独占禁止法の主旨は、独占を禁止し、競争を保護することであり、その基本内容は、カルテル行為を禁止し、あるいは、企業合併による市場支配的地位の維持強化を禁止することである。民法の契約自由の原則または私的自治の原則は、ここでは適用されない。また、多くの国の独占禁止法は、カルテルについての内部告発を奨励する制度を規定している。すなわち、カルテルに参加した企業が自ら政府に自白し、または他の企業のカルテル行為を告発する場合、政府はこれらの企業に対して、罰金を減免する。⁽⁵⁾ これは、民法の誠実信用原則は独占禁止法では適用されないことを示している。なお、独占禁止法における市場支配的地位の濫用に関する禁止規定は大企業向けに制定されたものであり、中小企業の抱合せ販売や差別行為、ボイコットは違法行為とみなされていない。そのため、民法の平等原則を独占禁止法に適用すると、誤解を生む恐れがある。⁽⁶⁾

2 草案の問題点

現在の独占禁止法草案は、全体的にある程度改善されたが、一部でまだ欠陥が存在している。ここでいくつかの問題について検討してみよう。

(一) 独占協定について

各国および各地域の独占禁止法では、競争制限協定には水平の協定(即ちカルテル)だけではなく、垂直の協定

も含まれている。例えば、ドイツでは、九八年、競争制限禁止法について第六回目の改正を行い、第一章で、水平の協定について規定し、第二章で、垂直の協定について規定している。周知のように、多くの垂直協定は経済発展を促進するため、水平協定と垂直協定を区別するメリットは明らかであり、合法的である。例えば、事業者がまだ市場支配的地位を有していない場合、多くの独占販売協定、独占購入協定および特許許諾協定は経済発展に有効であり、このような協定は独占禁止法の適用除外として取り扱われるべきである。^⑦しかし、市場競争において最も重要な要素は価格競争であるため、多くの独占禁止法では再販売価格を制限する協定を違法としている。例えば、ドイツの競争制限禁止法第一四条には、当事者の一方が、相手側と第三者との契約時に販売価格の自由とその他の取引条件の自由を制限する場合、このような制限は違法であると定めている。また、台湾において九一年に制定された公正取引法の第一八条では、垂直の価格制限は「当然違法」の原則を適用する旨規定している。また、EUが九七年に公布したEUの垂直的競争制限に関する競争政策緑書には、売手側が買手側の販売価格を指示した場合、あるいは、買手側に最低販売価格を無理に押付けた場合、当該協定は独占禁止法の適用除外に該当しない旨が明確に規定されている。^⑧

独占禁止法草案の「独占禁止協定」に関する規定には、垂直的価格制限を禁止する内容は含まれていない。ただし、「市場支配的地位の濫用の禁止」をタイトルとした第三章第二四条には、「市場支配的地位を有している事業者は、卸売業者や小売業者に商品を提供する際、再販売価格を制限してはならない」と規定している。すなわち、草案によると、垂直的価格制限を実施した企業が市場支配的地位を有していない限り、この制限は合法である。これは、独占禁止法の趣旨に反し、市場競争を促進する上で不利である。

なお、草案第九条のカルテルの適用除外に関する規定の中に、輸出カルテルの適用除外に関する規定が置かれていない。中国では、低賃金などにより輸出商品の価格はいつも国際価格よりも大幅に低く、それに、多くの輸出事業

者の国際市場に対する認識が不十分であるため、輸出価格協定がなければ、中国の輸出商品に対する外国からの反ダンピング訴訟はもつと多発したかもしれない。中国にとつて、輸出カルテルの適用除外規定がないことは、大きな落とし穴ともいえよう。もちろん、貿易自由化と経済グローバル化の今日、一部の国では、自国の輸出業者の輸出カルテルを許すことについて消極的になつてゐる。例えば、ドイツでは第六回目の競争制限禁止法改正の際に、輸出カルテルの適用除外に関する規定を廃止した。一方、多くの国の独占禁止法では、現在でも、輸出カルテルの適用除外に関する規定を定めてゐる。すなわち、国内市場の競争に大きな影響を及ぼさない限り問題はないとされている。例えば、アメリカの貿易法にもこのような適用除外の規定がある。一九一七年のウェッブ・ポメリン輸出貿易法 (Webb-Pomeroy Act) では、競争者の間で、価格、数量および市場分割に関する協定が締結できる旨を定めてゐる。すなわち、これらの協定が輸出に関するもので、しかも連邦取引委員会に登録されていれば、適用除外として取り扱うことになつてゐる。なお、アメリカ輸出商社法 (Export Trading Company Act of 1982) にも、貿易商社の競争制限行為がアメリカ国内の市場競争に深刻な影響を及ぼさない限り、反トラスト法の適用除外を定めてゐる。したがつて、「相互原則」により、中国独占禁止法で輸出カルテルの適用除外に関する規定を定めても、国際慣例には反しなと思われぬ。

もう一つ問題は、カルテル禁止規定に違反した場合の法律責任問題である。草案第四四条には、カルテル禁止に違反して競争を妨害した事業者に対して、独占禁止主管機関はその違法行為の差止めと、五〇〇万円以下の罰金賦課を行ひ得る旨を規定してゐる。しかし、草案第四五条には、市場支配的地位を濫用して市場の正常な価格に影響を与へた行為に対し、国家工商行政管理部門は、当該行為の差止めおよび一〇〇〇万円以下の罰金賦課を行ひ得る旨を規定してあり、さらに、犯罪に関わつた場合は刑事責任も追及されることになる。以上の比較では、草案の起草者は、カルテル違反行為の違法程度は市場支配的地位の濫用行為の違法程度より軽いと判断してゐるように思われる。しかし、

このような考え方は間違っていると思う。実際に、価格カルテル、数量カルテル、または市場分割協定による被害が、市場支配的地位の濫用行為による被害より小さいとはいえないだろう。例えば、価格カルテルと独占業者の値上げ行為が、消費者に与える不利益効果は同じ程度であろう。各国の独占禁止法は、両者の違法程度あるいは市場競争に及ぼす損害の程度は同じと考えて、両者について同じ法律的な制裁を科することになっている。EU理事会の六二年の規則第一七号によると、事業者が条約第八一条第一項と条約第八二条に違反した場合は、いずれも一〇〇万ユーロ以下の制裁金を課すことができ、さらに、前年度年間売上高の一〇%以下の額に相当する制裁金を課すこともできる。例えば、〇一年一月、EU委員会は、国際カルテルに加盟したビタミン大手メーカー八社から八・五五億ユーロの制裁金を徴収した。これは、独占禁止法のカルテルに対する執行力が充分あることを証明したものである。

(2) 市場支配的地位の濫用について

市場支配的地位の濫用に関する規定である草案第三章は、EUとドイツの立法経験を多く取入れたものである。特に、市場支配的地位の判断については、EUとドイツの経験を参考にしてマーケットシェアを法的基準としている。また、草案第一五条と第一六条では、濫用行為の様々な類型を示している。これにより、市場支配的地位の濫用に関する禁止規定は、実効性を持つようになった。

我々は市場支配的地位の濫用行為の類型として「共同利用の拒否」という行為を加えるべきだと思っている。現在、中国の電話市場において、競争を制限する行為として、市場支配的地位を有する電話局が競争者にネットワークの利用を拒否する行為あるいは不合理な条件（例えば不合理な価格）を付けてネットワークの利用を制限する行為などが取り上げられている。ここでいう共同利用行為は、ドイツの競争制限禁止法第一九条第四項第四号と同じ内容である。⁽¹¹⁾

こうした規定は、ネットまたは不可欠施設とこれと関連する部門との競争を促進するとともに、ネットワークまたは不可欠施設の所有権を保護するために有効である。ネットワークまたは不可欠施設に係わる競争は、主に電話、エネルギー、鉄道などの経済部門に存在している。これらの部門は、個別法（例えば電信法、電力法、鉄道法など）が制定されているか、あるいは制定される予定であるが、独占禁止法に「共同利用の拒否」行為の禁止規定を加える方がより重要である。特に現在、中国の経済改革の過程において、電話、電力、鉄道部門などとこれらの監督管理機関とは何らかの関係でつながっている。このような状況において、電話、電力など従来、自然独占業界とみなされた業界に対して独占禁止法を適用すれば、これらの業界に競争メカニズムが導入され、業界の競争力を高める効果がある。

なお、第三章第一七条の高価販売の禁止に関する規定では、市場支配的地位を有する経営者は「一定の期間内」において、正常な価格よりも高い価格で自己商品を販売してはいけないと定めている。この規定によると、市場支配的地位を有する業者が、「一定の期間内」以外の時期には高い価格で商品を販売してもよいと解釈されてしまう。これでは人々に誤解を招きやすいだろう。

(3) 企業合併について

企業合併を制限するのは、市場独占を予防する重要な手段として、中国独占禁止法の重要な内容である。この点について草案第二六条では、マーケット・シェアが一定の基準に達した企業の合併は必ず國務院の独占禁止法主管機関に届出しなければならないと規定している。申告基準がなければ、企業合併への制限は実行できなくなるため、この基準は非常に重要である。しかし、草案は、その基準に対して具体的な規定がなく、基準の制定作業を独占禁止法の主管機関に押付けたため、この法律の執行にとって、大きな問題が残された。なお、ここで指摘すべきことは、独占

禁止法による企業合併への禁止規定が小企業の合併の障害となつてはいけないということである。したがって、一定以下の小企業の合併については独占禁止法主管機関に届出する必要はない。

第二八条によると、独占禁止法主管機関は、届出を受けた日から九〇日以内に同意又は反対の決定を出さなければならぬ。なお、特別な場合は、許可期間を延長することができる。ここで問題になるのは、合併しても明らかに競争に影響を及ぼさない場合に、九〇日の審査期間は長すぎることである。企業の合併過程において、企業の組織構造は不安定な状態に置かれて、企業経営上不利である。ドイツまたはEUの独占禁止法の経験によると、審査期間は二つの段階に分けたほうがよいと思われる。第一段階は一ヶ月で、明らかに競争に影響がない企業合併に対して適用する。合併企業は、独占禁止法の主管機関から比較的短い期間で同意が得られ、返事がなければ認められたものとみなしてよい。これに対し、規模が大きくて独占禁止法違反の疑いがある合併の場合は、二ヶ月にわたる第二段階の審査を受けることになる。

第二九条はロジックの問題が存在している。ここでは、合併を禁止する理由として、「事業者の市場支配的地位の発生または強化」と「市場競争の制限または排除」など三つのケースが列挙されている。しかし、通常、一つの合併において市場支配的地位の発生または強化ができなかつた場合、この合併は市場競争の制限または排除の結果は生じないし、国民経済の健全な発展または公共利益にも損害を与えない。よって、草案の第二九条は、「企業合併が市場支配的地位を生じさせるおそれのないときは、国务院独占禁止主管機関はこの合併を許可しなければならない」と改めた方がよいと思う。

第三一条の許可の撤回に関する規定も理論的な問題が存在しており、実行が困難である。この規定によると、経済状況に大きな変化が生じて許可事由がなくなり、事業者が許可書に付加された義務が果せない、あるいは事業者が提

供した虚偽の情報により許可を行った場合、国務院独占禁止主管機関は、許可の撤回、許可内容の変更、企業合併の停止あるいは原状回復を請求する権利がある。ここで、倒産に瀕している企業を助けるための合併について検討してみよう。この場合、いうまでもなく合併が企業の経営状況に重大な変化を及ぼす。しかし、この状況で政府が合併許可を撤回すれば、これは明らかに不合理な行為である。たとえ、合併が許可された企業が提供した情報が虚偽で、この規定により、原状回復しなければならぬ場合、合併後の企業の組織構造、人事関係、税務関係など各方面で著しい変化が起きるため、原状回復または企業分割は、現実において非常に難しいことである。そのため、虚偽の情報を提供した事業者に対する行政的な制裁金の賦課は、妥当な制裁手段である。

(4) 行政独占について

第五章(第三一条〜三五条)は行政独占の禁止規定である。ここでは、主に行政独占のさまざまな行為類型、例えば強制売買(訳者注・政府が指定商品を事業者者に強制的に売買させる行為)、地域独占(訳者注・行政権限を用いて他地域の商品の域内への販売を制限、排除し、地域内商品の他地域への販売を制限すること)、部門と業界の独占(訳者注・行政権限を用いて競争を排除または制限する規定を設けて、公正な競争を妨害する行為)、強制連携(訳者注・行政権限を用いて、強制的にカルテル等の違法行為を強制する行為)および競争を制限する行政規定の制定などがある。今までの草案と比べると、今回の草案は行政独占禁止の表現形式については内容が次第に完璧になってきたが、行政独占の法律責任についてはまだいくつかの問題点が存在している。

第七章(第四四条〜五四条)は法律責任に関する規定で、そのうち、第四七条と第四八条は行政独占の法律責任に関する規定である。行政独占の法律責任について問題があると思われるのは第四七条である。第四七条では、政府お

よび所属部門が行政権力を濫用して競争を制限もしくは排除または公正な競争を妨害するような内容の規定を制定した場合、その一級上の機関が当該規定の修正または取消をすること等ができる旨を規定している。すなわち、一級上の機関がその下級機関の法律責任について処分を行うことになっている。第四八条では、政府および所属部門が行政権力を濫用して競争制限行為を行った場合は、國務院独占禁止主管機関がその違法行為の停止等を命じることになっている。要するに、草案は異なる形式の行政独占行為の法律責任について異なる規定を定めている。つまり、その法律責任の主管機関は行政独占行為によつて異なるのである。しかし、すべての行政独占行為の本質は同じで、いずれも政府および所属部門が権力を濫用した行為であり、市場競争に深刻な影響を与えるのである。同じ性質の行為について法律責任の主管機関が異なるのは理論上説明しかねる。なお、既に指摘したように、違反者の一級上の機関がその下級機関の行政独占行為を処罰するのは不合理である。それは、ここでいう一級上の機関は特別の機関ではなく、さらに司法機関でもないため、一級上の機関の執行者が独占禁止法について必ず強い認識を持っているとは限らないからである。一方、一級上の機関に下級機関の違法行為に対する処罰権限を与えると、立案、調査、聴聞、決定など一連の法律手続きが必要となる。これは、国が相当の人力と財力を注ぎ込まないといけないため、現実的に無理なことである。行政独占行為を有効に規制し、國務院独占禁止主管機関の権威を高めるために、当該機関およびその授權機関は、E.U法の経験を手本にして、政府機関の競争制限行為と業界の競争制限行為を同じように取り扱うべきである。もちろん、行政機関には行政従属関係が存在しているため、行政独占事件を処理する際には、独占禁止主管機関は違法を行った行政機関の上級機関の意見を聞くようにする必要がある。

(5) 独占禁止の執行機関およびその手続きについて

独占禁止法の実体規定だけで、市場における公正かつ自由な競争秩序を維持するのは不十分であり、執行機関および手続規定が不可欠である。ドイツの競争制限禁止法と比べると、中国の独占禁止法草案は、これらに関する規定がいかにも簡単である。この草案には、独占禁止主管機関の組織上の規定がないだけでなく、当該機関の事案の審理、判断に関する手続きの規定もない。そのため、立法者はこれらについて多くの時間と労力が必要になる。中国は領土が広くて、国務院独占禁止主管機関だけですべての競争制限事案を審理するのは不可能である。そのため、地方執行機関を設置し、独占禁止法において、中央と地方の独占禁止主管機関の管轄権について明確に規定しなければならぬ。

競争政策と産業政策とはよく衝突するので、独占禁止法の整備と有効な実施を保障するために、市場競争の維持者である国務院独占禁止主管機関は、政府および所属部門への建議と意見を提出する権利を持つべきである。なお、ロシア、ウクライナなどの独占禁止法の立法経緯により、独占禁止主管機関は、国の立法機関が制定した市場競争に関する法律草案、および国務院と所属部、委員会が制定した市場競争に関する行政法規に対して、建議と意見提出の権限を有するべきである。また、市場メカニズムと競争メカニズムの役割をより有効に機能させるために、政府および所属部門は、企業集団の成立、事業の再構築、合併および解散などの決議を行う場合、あるいは市場参入を制限する決議、一部企業に特別の許可を与える決議、市場競争に影響を与える決議などを行う場合、独占禁止主管機関に意見を求めるべきである。また、独占禁止主管機関は、政府および所属部門に市場競争の状況を尋ねる権利を有するべきである。さらに、独占禁止法を強力に運用するために、法律を通して、独占禁止主管機関の職権行使の独立性を確保しなければならない。すなわち、独占禁止事案の審理過程において、いかなる政府部門および個人も、事案の審理に干渉することができないようにしなければならない。なお、貿易政策および競争政策に関する WTO の努力にかんが

みて、国務院独占禁止主管機関は、国を代表して競争政策について国際機関および他国の関係機関との提携、協力をしなければならぬ。

Ⅲ 中国独占禁止立法の障害

国務院法制局は、八七年八月、独占禁止法起草グループを設け、八八年に「独占禁止と不正競争禁止に関する暫行条例草案」を提出した。九三年九月、第八期全人代常委会第三回会議では反不正当竞争法を制定したが、独占禁止法は未だに制定されていない。振り返ると、中国で独占禁止法がなかなか制定されないいくつかの原因があり、これらの原因は今でも独占禁止法の立法作業に影響を及ぼしている。

1 認識上の障害

一部の人は、独占禁止法の導入は市場経済が十分に発展してからのことだと思っている。すなわち、現在の中国には、経済力の過度集中の問題はほとんど存在していないし、企業規模も全体的に見ればまだ小さく、国際ランキングの大企業と比べると、中国の市場経済はまだ十分に成長していない⁽¹⁾と思つている。そのため、中国の目下の急務は、企業集中を奨励すべきであり、独占禁止を論じるところではないと主張している。このような見方は、十数年前、中国企業評価センターが中国の企業規模をアメリカのGM社の規模と比較して、中国にはまだ独占禁止法の制定は必要がないと指摘しており、目新しいものではない。これに対して、中国の経済学界と法学界の多くの学者は既にこのような観点が間違つていると指摘している。これは、各国の独占禁止法を制定する目的が国内の市場競争を維持し、国

内企業に市場競争の圧力をかけ、消費者の商品選択の権利を保障するからである。確かに、現在、中国の企業規模がアメリカの GM 社の規模には及ばないのは事実であろう。しかし、だからといって、中国における独占禁止法制定の機が熟していないとはいえないだろう。二十数年間の経済改革を経て、中国はすでに独占禁止法を制定、実行する基礎と条件を備えている。すなわち、(一) 計画経済下での価格独占制度は既に打破された。(二) 企業は私有体制を實現した。(三) 国有企業の経営自主権はますます拡大され、ある程度独立、自主経営の市場主体となった。(四) WTO への加盟により、中国経済は国際経済に参入し始めた。そのため、現在、中国で独占禁止法を制定・公布するのは決して時期尚早ではなく、社会主義市場経済発展の自発的、内在的な要求である。

また、経済のグローバル化に対処し中国企業の国際競争力を強化するため、中国独占禁止法では企業合併を抑制してはいけないという主張がある。しかし、この主張も正しいとはいえないだろう。独占禁止法が禁止しているのは、一つあるいは極く少数の企業による市場の独占で、決してすべての企業合併、大規模化そのものに反対しているわけではない。確かに、市場が独占された状況において、企業は革新の原動力を失い、消費者は商品を選べなくなる。単に多国籍企業と対抗するために、中国は政府主導方式でいわゆる「国家チーム」を結成し、さらにこのような「国家チーム」に財政援助を与える必要はないだろう。アメリカ、ドイツ、日本など先進国の経験では、国際市場における企業の競争力は国内市場での激しい競争をもたらすことが証明されている。国内市場での激しい競争のトレーニングがなければ、企業は国際的な競争に勝ち残れないだろう。たとえ、一部の製品が国の援助に支えられて一定の競争力を有しているとしても、その競争力は長く続かないはずである。そのため、企業の競争力を高める根本的な方法は、なによりも国が合理的かつ実行可能な競争政策を構築することである。もちろん、この競争政策には企業合併の抑制に関する規定も含まれる。一方、中国の WTO 加盟により、多くの多国籍企業が買収あるいは合併などの方式で中国

市場に進出するはずである。中国に独占禁止法がなければ、多国籍企業は、自身のハイテク技術および資金的な優位を通して、直ちに中国市場において支配的地位を占有し、その支配力を濫用するおそれもある。そのため、中国はいち早く独占禁止法を制定し、独占禁止法で大規模の企業合併を制限しなければならない。

2 行政独占の問題

現在の中国において、行政独占はとりわけ重要な問題であり、しかも独占禁止法だけで解決できない問題であるため、現段階では独占禁止法により規制するのは現実的ではないと思っている人がいる。しかし、この見方は妥当なものとはいえない。確かに、現在、行政的な競争制限は経済改革を行う上で重要な課題であり、これを解決するためには、政府が法律に基づいて権限を正しく行使するとともに、経済民主化を促進する必要がある。つまり、経済権力を政府に集中させるだけでなく、企業と政府の間で適当に配分して、企業と政府の分離を実現しなければならない。確かに、行政独占は独占禁止法だけで解決できる問題ではない。しかし、行政権力を濫用する行為の禁止を明確に定めた独占禁止法の制定は、政府職員にとっても事の当否を判断するのに役立つとともに、合法と違法を判断するために役立つ。しかも、彼らの独占禁止法の意識を高めて自発的に違法行為を抑制することにも役立つ。この観点からすると、独占禁止法は、国の経済改革を促進する手段だけではなく、政治体制改革を推進する触媒ともなる。

実際に、多くの国では独占禁止法を利用して行政独占の問題を解決している。例えば、EU条約第八六条では、構成国は、国有企業および特別の権利あるいは専有的な権利を有する企業について、EU条約特にEU競争法に反するあらゆる措置を取ってはいけなく規定している。第八七条では、構成国は、国家財政を利用して個別企業又は個別生産部門に優遇を与えて、EU市場における公正な競争を阻害してはいけなく規定している。歴史面や体制面から、

ロシア、ウクライナ、ハンガリーなどの独占禁止法にも、行政独占を禁止する内容が含まれている。例えば、九二年にウクライナ共和国で公布された独占と企業活動の不正当競争行為禁止法第六条では、政府およびその所属部門は個別企業に対して差別的取扱いをしてはならないと定めている。具体的には、競争を制限するため、ある部門での新企業の設立を禁止すること、企業集団への加入を強制すること、あるいは特定企業に特別安い製品を提供しよう強制的な禁止すること、他地域で生産された商品を地域内で販売することを禁止して市場を独占すること、個別企業に税制上の特別待遇を与え競争上優位に立たせることなどである。このように行政独占を禁止するのは、経済転換期における独占禁止法の特色であると同時に、その重要な任務である。

反不正当竞争法第七条および〇一年国務院によって公布された「市場経済秩序を維持する決定」において、行政権力を濫用して競争を制限する行為が禁止された。これは、立法者が、行政権力を濫用して競争を制限する行為を、市場経済秩序の規制対象としたことを表している。前記の禁止規定があるにも関わらず、中国における地方保護主義は、依然として深刻な問題である。前記禁止規定が機能しておらず、独占禁止法で行政独占の規制を強化する必要があることを示している。しかし、機能していないからといって、独占禁止法に行政独占の内容を規定してはいけなとか、さらに中国で独占禁止法を制定するのはまだ早すぎるとかの主張をするのは早計である。

3 業界と政府の障害

前述の問題のほかに、中国では独占禁止法の制定は、一部業界の抵抗を受けているという問題もある。従来、自然独占業界とみなされた電信、電力、郵政、鉄道などの部門が、自らの既得権益を維持するために、独占禁止法の制定

に消極的なのは当然のことであろう。そのため、これらの部門は独占禁止法の立法に公然とは反対していないが、業界の特別な事情をあげて、独占禁止法の適用除外として取扱うよう求めている。今日、これらのいわゆる自然独占業界を独占禁止法の適用除外として取扱うのは、もはや国際慣例に合わない行為である。これらの業界独占を打ち破ることは、WTO加盟によって負った市場開放の義務を履行するのに必要だけでなく、企業のコストダウン、経営の改善、市場競争力を強化するためにも必要である。また、消費者の利益を確保するためにも必要である。

一方、中国における独占禁止の立法作業は、政府部門からの抵抗も受けている。独占禁止法は市場競争の秩序を規制する最も重要な法律制度として、この法律の公布と施行は、中国ですでに実行された市場競争に関わる他の法律制度に影響を与えるのは間違いない。特に価格法と反不正当竞争法に対する影響が大きいだろう。また、一部の人は独占禁止法の執行主体に疑問を持っているようである。つまり、新しい独占禁止機関を設置するか、あるいは現状を維持して工商行政管理部門、価格部門、技術監督部門などで各自に関わる部分だけを管理するかについてである。彼らは独占禁止法の公布と執行は大変な作業で中国現行法の執行体制にも大きな影響を与えるため、制定をしばらく見合わせるべきだと主張している⁽¹⁾。

中国独占禁止法立法のさまざまな障害のうち、政府部門からの抵抗は最大の障害である。独占禁止法の公布と施行によって、現行の価格法と反不正当竞争法を改正しなければならぬ。これらの改正は、必然的に一部の政府部門の権限に影響を与えることになる。しかし、独占禁止法の制定は決して「大変な作業」あるいは「時期尚早」ではない。中国経済体制の改革、特にWTOへの加盟により、中国の現行法律制度の改正および執行機関の権限の変化は避けられないものである。すべて現状を維持しようとすれば、改革は要らないのではないか。改革である以上、一部の部門あるいは一部の人の権力と利益に影響を及ぼすのは不可避のことである。一方、現在の中国において、独占禁止法を

制定するのではなく、価格法と反不正当竞争法を改正すべきだと主張している人も存在する。一見、この二つの法律の改正により競争制限の問題を解決できそうに見えるが、この主張の目的は一部の部門あるいは一部の人の既得権益を維持するための主張に過ぎない。

IV WTO加盟は中国独占禁止法の制定に拍車を掛けた

ある国が独占禁止法を必要とするか否かは、その国がどのような経済体制をとるかに依拠する。一つの国で市場メカニズムを資源配分の基本的手段とすれば、その国は独占を規制するため、独占禁止法を制定し、事業者に公正かつ自由な競争環境を提供しなければならない。中国は、WTO加盟に伴って、独占禁止法立法の必要性は増している。独占禁止法立法の必要性は、少なくとも以下の三点があげられる。

1 中国企業の競争力を高める

企業の競争力を高めるために、中国経済の専門家は様々な政策的な提言をしている。例えば、企業の競争力強化の方法としては、合併の促進、事業の再構築、株式会社化、転換社債の発行などが提案されている。しかし、根本的かつ長期的に企業の競争力を高める方法は、国民経済の各領域で競争メカニズムを取り入れることである。それは経済学の最も基本的な原理でもある。企業は、市場経済の圧力の下でこそ、値下げをして、品質やアフターサービスを改善して、そのうえで新製品、新技術、新工芸を開発して企業経営を改善させようとする。つまり、市場競争のプロセ

入は、企業に常に自分を鍛えさせ、市場に適応させるプロセスでもある。企業側から見ると、市場競争は、企業経営をより効率化させ、市場の競争力を高める。社会全体から見ると、資源の合理的な配分を実現する。現在の中国において、行政部門の独占と地方保護主義を打破することは、開放的、競争的な全国統一の大市場を作り上げるために重要なことであり、それにより、本格的に優勝劣敗の競争メカニズムを実現することができる。企業も、様々な行政的な干渉から逃れることができ、優勝劣敗の競争メカニズムを通して経済効率を高め、生産と経営の規模を拡大することにより、規模経済が実現できる。逆に、いつも政府保護の下にある企業は温室の花のようで、いくら経っても国内市場の競争に耐えられないし、さらにWTO加盟後の厳しい試練にも耐えられないだろう。

2 多国籍企業の独占勢力を制限する

中国において経済改革と開放の政策を実行することによって、多国籍企業、特に電子工業と通信設備製造業は相当な規模を持つようになった。国家统计局第三次工業調査結果を分析すると、九五年、中国電子工業の五大業界において、外資系企業の工業生産総額は四大業界で主導的な地位を占めている。つまり、通信機器製造業は六二・五%、コンピ्यूター（PC）業は七二・七%、電子部品製造業は五六・七%、日用電子器具製造業は六八・六%を占めている。なお、大部分の中堅業界でも外資企業が市場支配的地位を占めている。例えば、集積回路製造業は九一・三%、コンピ्यूター外部機器製造業は八五・七%、通信末端機器製造業は七五・七%、ラジオとラジカセ製造業は七七・五%を占めている。要するに、多国籍企業は、中国電子工業で市場支配的地位を占めているといえよう。¹⁵⁾

中国がWTOに加盟してから、市場の更なる開放によって、より多くの多国籍企業が相次いで中国市場に進出する

ようになった。これらの多国籍企業は、十分な財力、世界的に有名なブランドおよび強大な販売ネット、広告宣伝を有するだけではなく、資金と生産技術面で親会社に支えられて、迅速に中国市場で支配的地位を手に入れ、しかも、独占的地位を築くことも可能である。中国では、多国籍企業が中国市場を独占する事態を避けるために、市場支配的地位を有する企業の市場力の濫用行為を制限するために、早期に独占禁止政策と独占禁止法を制定しなければならぬ。独占禁止政策と独占禁止法は、市場支配力を有する企業を対象に制定されるので、中国における多国籍企業の市場支配力の濫用を制限する重要な道具になるだろう。

もちろん、独占禁止法を制定するのは外国の独占勢力を規制するためだけでなく、優勝劣敗の競争メカニズムを利用して、資源の合理的な配分を実現するためである。したがって、競争者が国内企業であろうと外国企業であろうと、国有企業であろうと私有企業であろうと、市場競争の規則の下ではすべて平等である。でなければ、公平な競争ではない。しかし、国内の一般企業と比べると、多国籍企業は資金と技術面で明らかに優勢であって、市場支配的地位さえ手に入れられる。このような状況の下では、独占禁止法はある程度国内工業を保護する役割を果たさなければならぬ。要するに、中国がいつそう市場を開放し、国際競争と融合する状況の下で、独占禁止法は二つの役割がある。一つは、中国国内の市場競争を保護し、企業のために公正かつ自由な競争環境を創造して、中国を現代的な社会主義市場経済国家に育て上げること。もう一つは、国際競争の下での中国企業の正当な権益を保護し、市場参入のチャンスを提供することによって、国際経済貿易活動での中国の地位を高めることである。

3 国家の財政とマクロ政策を改善する

国有独占企業に対する国の補助は、各国においても一般的に存在している現象で、赤字企業に対しては多めに補助し、黒字企業に対しては少なめに補助する。補助額の多少に関わらず、これらはすべて国の財政からの補助である。特に、中国では国有企業に対する様々な補助が普遍的に存在している。よって、国有企業は常に国の補助または銀行の補助で生き伸びてきたと批判されている。

独占を打ち破るのは、国からの財政補助を下げるだけでなく、かつて国が独占的に経営した経済領域における個人投資の増加により、これらの領域に対する国の投資も減らすことができる。また、国有企業の経済効率も高められる。つまり、国からの補助と投資を減らし、同時に税収を増やすことができれば、国の財政状況も改善される。よって、国は教育事業、医療衛生事業、社会保障制度などを拡充させることができる。また、独占を規制するのは、国有企業の生産効率を高めて、価格を引下げ、生産量を増加させるのに役立ち、長期的には、国のマクロ的な政策を推進するためにも役立つ。たとえば、独占を禁止することが失業問題を引き起こしたとしても、新しい企業の市場参入により、新しい就業機会も増える。ここで、肝心なのは競争を導入するタイミングを選ぶことである。

もちろん、独占禁止法の公布によって、企業はより大きい市場競争のプレッシャーを感じるだろう。しかし、このようなプレッシャーは、企業にとって、自己改善の原動力ともなる。そのため、ごくわずかの部門を除いて、中国はできるだけ広い範囲で、部門と業界の独占を禁止し、競争メカニズムを導入すべきである。業界独占と行政独占を含めたあらゆる独占は不合理な現象で、その本質は、市場経済における価格の合理的な調節機能と資源の合理的な配分機能を阻害するのである。独占は、短期的にみると、価格を上昇させ、品質を下げさせ、消費者利益を侵害する。長期的に見ると、独占は企業の生産効率を低下させ、国の経済力を引き下げる。それに、最も重要なのは、独占は一つの国と国民の競争マインドを抑えるのである。しかし、国と国民の競争マインドこそ、その国の経済を発展させる真

の原動力なのである。

独占禁止法は、既に九四年第八期全人代常委会の立法企画に入れられており、さらに、九八年第九期全人代常委会立法計画にも入れられている。市場メカニズムの重要性、競争保護と独占禁止の必要性、切実性という見地から考えると、中国政府の関係部門は独占禁止法の制定、公布を急ぐべきである。要するに、中国における独占禁止法立法はもう引き延ばすことはできない。

【注】

- (1) 王晓晖 『EU 競争法』中国法制出版社 二〇〇一年。
- (2) 「当然違法原則」とは、これらの協定が制定された状況を問わず、すべて違法とみなされる。アメリカのシャーマン法によると、このような状況において、会社に対しては一〇〇〇万ドル以下の罰金、個人に対しては三五万ドル以下の罰金を科すことができる。それに、三年以下の懲役刑を科すことも可能である。
- (3) 例えば、マイクロソフト社はアメリカ、韓国とEUで、何度もこれらの国の独占禁止法に違反したと訴えられている。
- (4) 二〇〇〇年六月二〇日に制定された「中華人民共和国独占禁止法征求意见稿」第三条。
- (5) 前掲注1 四二二頁。
- (6) もちろん、独占禁止法による企業の市場参入保護には「平等」という理念も含まれている。
- (7) 前掲注1 一六五頁以下。
- (8) 前掲注1 一七六頁。
- (9) 15 U.S.C.A.Sections 61-65.
- (10) しかし、これらの企業は、外国の独占禁止法に違反したとの理由で、外国から独占禁止法の訴訟を提起される可能性がある。Woodpulp 事件の判決で、EU裁判所は、「アメリカの独占禁止規制機関は、当該事案の初期にすでに通報され

たが、EUのやり方について異議を表明していない。」と指摘した。See Woodpulp Cartel v. Commission, [1988] E.C.R.5193 (ECJ).

(11) これによると、「適切な対価により自己のネットワーク又は他の不可欠施設を他の事業者が利用することを拒否する場合であつて、法的又は事実上の理由から共同利用が認められなければ、当該他の事業者が市場支配的事業者の競争者としてその前後の取引段階において活動できない場合。ただし、当該事業者が、共同利用が経営上の理由又は他の理由から不可能であるかまたは期待できないことを証明する場合は、この限りではない。」

(12) 李常青、馬紅梅 「独占禁止法応暫緩制定」、「法制日報」二〇〇二年三月六日。

(13) 一九八九年中国企業評価センターは、八七年の中国工業企業ベスト一〇〇社と九大業界に対する評価を発表し、市場の売上高を基準として、中国とアメリカの製造企業ベスト一〇〇社の規模について比較を行った。この報告によると、中国工業企業ベスト一〇〇社のうち、三分の二の企業の市場売上高は五億元から一五億元で、当時の為替レートで換算すると一・三四億ドルから四億ドルしかなかった。中国のトップ企業である大慶石油管理局の八七年の年間売上高は六三億元で、一七億ドルにすぎなかった。一方、アメリカのトップ企業であるGM社の売上高は一〇一七億ドルであった。これにより、当該評価センターは、中国企業の規模は小さすぎて、まだ規模経済を形成していないため、現在、独占禁止法を制定するのは賢明ではないという結論を出した。中国企業評価センター 「一九八七年中国一〇〇家最大工業企業及九大行業評価」、「管理世界」一九八九年第二期。

(14) 前掲注12 李常青、馬紅梅。

(15) 王允貴「跨国公司の垄断优势及对东道国的产业控制」、「管理世界」一九九八年第二期。

(監修 すぎき みつる・本学法科大学院教授)

(訳 こう じゅうげい・本学大学院法学研究科博士後期課程二年)

(訳 ちん かんゆう・本学大学院法学研究科修士課程一年)